

高森高原風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書 に対する環境大臣意見

本事業は、岩手県企業局が、岩手県二戸郡一戸町高森高原地区において、総出力25,300kW（定格出力2,300kW級の風力発電設備11基）の風力発電所を新設する事業である。

また、本事業は、既に系統連系の接続が確保されており、また、蓄電池等を用いて風力発電所の出力変動を緩和する機能を有した風力発電設備を設置することから、再生可能エネルギーの導入・普及の観点からも望ましいものである。

本事業の対象事業実施区域は、標高約600mのなだらかな丘陵地で、牧草地や主に二次林で構成された森林が分布しており、本事業に伴う自然度の高い植生の改変は生じないものと考えられる。

一方、本事業の対象事業実施区域には希少猛禽類等の生息が確認されており、これら重要な鳥類及びその生息環境への影響が懸念される。また、本区域には全国有数の天文観測地点である一戸町観光天文台や町営放牧場等が含まれており、これらの施設等の利用に対する影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、環境影響評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

- ① バードストライクに関する環境監視及び事後調査において、希少猛禽類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。また、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。
- ② 繁殖等の把握に関する事後調査において、ノスリのつがいを人工代替巣へ誘導することが困難で、当該区域内の営巣木の使用が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえて、営巣期における工事を極力回避する等、ノスリの繁殖活動に配慮すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ① 対象事業実施区域には一戸町観光天文台や町営放牧場等が含まれており、これら施設

等の利用に対する影響が懸念されることから、引き続き、地元自治体等に対して適切に情報提供を行い合意形成を図りつつ、これら施設等の利用に対して配慮すること。

- ②一戸町観光天文台は全国有数の天文観測地点であることから、航空障害灯の設置にあたっては、本地点における観測の影響を回避・低減するため、施設管理者等の助言を踏まえて、遮光板の設置等環境保全措置を講ずること。また、供用後に重大な影響が生じた場合は、施設管理者等の助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。